

第 68 回 道州制特別区域提案検討委員会

日 時： 平成 27 年 3 月 30 日（月） 13：30～15：50

場 所： 道庁赤れんが庁舎 2 階 1 号会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、
佐藤委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺局長、渡辺参事 他

（事務局）

第 68 回道州制特別区域提案検討委員会を開催します。

今年度は、今日を含め 6 回開催させていただきました。1 年間、様々なご審議をいただきまして本当にありがとうございました。

それでは、河西会長、議事の進行をよろしくお願いします。

（河西会長）

それでは、本日の議事の大まかな流れを説明させていただきます。

今回、平成 24 年度、25 年度に寄せられた道民アイデア 9 項目について、まだ一次整理をしていなかったものを、一次整理していきたいと思えます。

それでは、本日の議事に入る前に、前回委員会の審議経過について簡単に説明しておきたいと思えます。参考として、お手元の席上配付資料をご覧ください。

前回は、『北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議』の道への移管等、「観光業者に対する税制優遇」、「カジノの設置」、「エゾシカ捕獲における夜間発砲（銃猟）の実施」の 4 項目の道民アイデアについて一次整理を行った結果、いずれも一旦検討を終了するということになりました。

ただし、「観光業者に対する税制優遇」に関しましては、岸本委員から一次整理をする理由に関して少し表現を変えたらどうかというようなご提案がありましたので、今回一次整理の理由に関しての説明が事務局からあります。

議事（2）に関しましては、リサイクル関連法について今まで検討してきましたが、国においてリサイクル関連法に関しては、平成 27 年中に提案の検討を行って、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされたので、国の検討状況を注視しつつ、今後の方向性を検討していくということで落ち着きました。

議事（3）地方分権改革に関する「提案募集方式」に関しても事務局から説明をいただいたところです。

以上が、前回委員会の審議結果の概要です。

では、「観光業者に対する税制優遇」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 3-1 を使って説明します。

前回の委員会では、事業所税及び固定資産税の課税免除については、単に現行制度で対応可能という理由にしておりましたが、必ずしも課税免除するというわけではなく中立的な表現で整理した方がいいのではないかという意見をいただきましたので、見え消しの形で整理しております。

まず、道州制特区制度との整合性の部分です。「事業所税及び固定資産税は、市町村税であり、当該市町村の判断により課税免除を行うことができるため、道州制特区提案には馴染まない」という部分を付け加えております。

また、一次整理の対応方向の理由の欄です。現行制度で対応可能であるとしておりましたが、「事業所税及び固定資産税の課税免除については、道州制特区提案には馴染まない」と整理しております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明に関してご意見がありましたらお願いいたします。岸本先生からご提案をいただいていますので、何かございますか。

(岸本委員)

これで誤解招かず、結構かと思います。

難癖を付けるわけではないのですが、道州制特区制度との整合性のところは、事業所税及び固定資産税は市町村税であり、当該市町村の判断により課税免除を行うことができるという言い方は、市町村の判断でできるからの方がいいということにもなりかねないので、最後の文章を入れ替えただけなのですけれども、「課税免除を行うべきかどうかは当該市町村の判断による。このため道州制特区提案には馴染まない」という表現にした方が、我々の会議としては中立ではないかというふうに思うところです。

(事務局)

ご指摘がありました趣旨としては、変わるものでもございませぬし、そちらの方が、より中立的な表現かと思しますので、そういった形で修正させていただきます。

(河西会長)

今回の岸本先生からの再修正のご意見に関して、事務局に任せていただくということでもよろしいでしょうか。

(岸本委員)

その趣旨です。

(河西会長)

それでは、その他のご意見がなければ、この件については、再修正のご意見を踏まえて事務局側で文章を直すということで整理させていただきます。

続いて、これまで未審議であった平成 24 年度、平成 25 年度の道民アイデアのうち、次第にある 8 項目について一次整理を行います。

これまでどおり一次整理の進め方は、一項目ずつ審議を進め、その都度、事務局から検討項目に関する説明を受けて、委員の皆様と質問・意見交換を行います。そして、その項目に関する一次整理を、結論付けてから次の項目に移っていくというような形で行っていきます。

それでは、事務局から検討項目の一つ目、「温泉付随可燃性天然ガス利用の促進」について説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料 3-2、参考資料 1 を使ってご説明します。

まず、アイデアの概要についてです。道内には、数多くの温泉がありますけれども、その中には、付随的に可燃性の天然ガスも湧出しているものも多いということ。ガス供給を事業化するほどの規模ではないものの、温泉施設等の暖房や、電力、温泉の加温などでの活用が進めば、エネルギーの地産地消、省エネ対策、メタンガスは、そのまま放出されると、温室効果が非常に高いということもあり、利用することによって温暖化防止への効果が期待されるという趣旨のご提案です。

中身につきましては、○印の三つ目にありますけれども、ご提案者によりますと、現行では、鉱業法、あるいは、鉱山保安法といった法律による規制が厳しいために、ガスの利活用がなかなか進んでいない。

○印の四つ目のところです。アイデアの内容といたしましては、温泉付随の可燃性天然ガスについて、これらの法規制の適用除外とするとか、産出されるガスの量に応じて、規制の度合いに段階を設けるといった緩和措置を作ってはどうかという趣旨のご提案です。

続きまして、事実関係の整理でございます。

温泉付随の可燃性天然ガスを利用する際に必要な法手続きについて、主なものを整理いたしました。

大きく、採掘に関するもの、利活用に関するものと二つに分けております。

まず、鉱業法でございます。可燃性天然ガスは、鉱業法の中で、鉱物、更には、特定鉱物と規定をされております。鉱物というと、金・銀・銅ですとか、鉛・亜鉛・石炭といったものがあります。こうした鉱物を採掘して取得利用する場合には、鉱業権という権利が

必要とされております。

この鉱業権は、国から賦与されると法律に規定されております。一般的な鉱業権は、鉱物を採掘したいという者から国の方に申請をして、国からの許可により賦与されるという流れになります。その中でも特定鉱物は、若干手続きが異なっております。

特定鉱物は、国民経済上重要な鉱物として、国がより強く管理を行うとされている鉱物です。石油や天然ガスのほかにも、政令で、金、銀、銅、鉄、マンガン、コバルト、色々なものがあります。22種類の鉱物につきまして国が指定をしております。

これにつきましては、国が、特定地域という地域を指定した上で、そこで開発したい方はいませんかということで募集をします。国で募集をして、更にコンペのような形で審査を行います。その中で選定された者に鉱業権が与えられるという仕組みになっております。

参考資料の1ページ目をご覧ください。

ただ今ご説明いたしましたコンペ方式につきましては、平成24年1月の法改正で新たに整備された仕組みとなっております。

その背景は、1ページの上段にありますとおり、国際的な資源獲得競争の激化、諸外国との資源権益を巡る動きが活発してきたことなどを受けまして、国が国内の鉱物資源を適正に管理する、あるいは、適切な主体による資源開発を進める必要性が出てきたということで、こういった新たな措置が設けられたところです。

同じページの下段、措置事項の概要というところです。この1番と2番にありますとおり、そうした鉱物につきましては、出願者の財務的・経理的な基礎、技術力なども含めて審査がされることになった。今までは、そこまでは勘案されていなかったということなのですが、そこまでを国でしっかり見て審査するようになった。また、先願主義という言葉がございます。今まで、早い者勝ちというようなところがあったのですが、今後は、特定鉱物については、先願主義ではなくて、国が公募・審査をして、選定されるという方式に改められたという状況になっております。

つまり、特定鉱物の定義付けがされたことと、特定区域、公募の審査といった制度により、鉱業権に関する国の管理が強まっているということがいえるかと思えます。

次の2ページには、鉱業権の設定登録までの手続きがフロー図として整理されております。

国が主導的に区域を指定するやり方のほかに、事業者側からの提案でもそういった区域の設定が可能にもなっております。

温泉事業者が、例えば、「うちの温泉のガスを暖房などに利用したい」と思ったときに、この特定区域に指定して、この手続きを開始してほしいということを国の方に願い出て、フロー図の一番上の特定区域の指定から始まりまして、公募という流れの中で自分から手を挙げて、国に選定されるようにしていくという流れです。

現に温泉を持っていて、ガスが出ている業者が、今までは放出していたガスを、これからはエネルギーとして使い始めたいというときにフロー図の一番上からの手続きが必要に

なるということです。

ここまでが鉱業権についての説明になります。

資料 3-2 のアイデア整理表の方に戻ります。事実関係の②のところです。

安全対策として鉱山保安法というものがございます。天然ガスを採掘する場合には、この法律の適用を受けることとなります。この法律におきましては、鉱業を行う事業場を鉱山と定義しており、先程申し上げた鉱物になっている天然ガスを採掘して利用するというのであれば、温泉に付随して出ている場合であっても、そこは、この法律上「鉱山」という扱いになります。

鉱業権者におきましては、人に対する危害の防止ですとか、労働者への保安教育などのほかに、保安統括責任者や保安管理者といった保安に関する人員の配置も義務付けられております。

参考資料 1 の 3 ページが鉱山保安法の体系という資料になっております。

資料の左側に、国の大臣などが位置しておりまして、右半分が事業者という位置付けになっております。右側の網掛けの中にありますとおり、事業者に対しては、右上の方から保安統括者、あるいは保安管理者等の選任。その下の鉱業権者の義務というところに列記事項がございます。保安教育、保安規定の設定・遵守といった一連の義務。それから、国への届け出などが必要になります。

逆に、国の方から見ますと、報告徴収や種々の命令・監督権限がございます。義務付けの中身を、更に具体的に申します。例えば、保安管理者の資格要件が国の規則で規定されていて、鉱山に常駐することのほかにも、大学などで鉱業の分野を卒業した者ですとか、同等の学力で鉱山保安の実務が 3 年以上とか 5 年以上といった規定がございます。

要は、こうした権利関係の手続きや、安全対策の各種の義務付けについて、本格的なガス供給事業として大規模にガス田の採掘みたいな形で行う場合であっても、今回提案にあるようなごく少量のガスを温泉の施設内で自賄いするような場合であっても、同様な規制ぶりになっております。先程申し上げました全国マターで、諸外国との関係みたいなところまで視野に入れた制度としたガス開発の手続きとか安全面の義務付けといった必要性和比較をして、果たして、そこまで同じような規制が必要なのか。緩和していかないと今のままでは利活用は進まないのではないかという提案の趣旨となっております。

安全面ということでアイデア整理表に戻っていただきます。

(2)に、利活用に関する規制というところがございます。

まず、温泉法につきましては、平成 19 年頃、東京の温泉施設で温泉から発生した天然ガスの爆発により、多数の死傷者が発生するような痛ましい事故があったところです。そういったことを契機といたしまして、温泉施設については、メタンガスの濃度の測定や、ガスを安全に分離させる設備の設置といった安全対策が、温泉の事業者に義務付けられております。

更に、その下のところですが、ガスにより発電をする場合、発電の設備を設置する場合

は、電気事業法による規制も関係してまいります。保安対策として保安規定の整備や、主任技術者の配置も義務付けられることになっております。

ただ今、主な法規制としてご説明をただけでも四つの法律。それぞれ政省令もありますし、更に通達・告示など、様々な規定が関係してきます。

そうしたことから、一次整理の対応方向の案といたしましては、一旦検討終了と整理をしております。

理由といたしましては、先程、参考資料1の2ページ、3ページでご説明したような国の事務・権限は、量的にも膨大なもので、温泉付随可燃性天然ガスの利用促進という目的だけのために、これら一切の事務・権限の移譲を求めるということは、現実的ではないだろうということで整理をしております。

また、構造改革特区制度等、他の制度の活用により、国に対して規制緩和の要望が可能である旨を提案者、あるいは、庁内関係部の方に情報提供を行うこととしたいということで整理をしております。

(河西会長)

私から一点伺いたいのですが。一次整理ということで一旦検討終了ということはわかりました。

その理由の二つ目の○印のところですが。構造改革特区制度等の活用によって規制緩和も可能ということなのですが、今まででこういったものの規制緩和の要望は、どこかの地方からあがってきた例はあるのでしょうか。

(事務局)

内閣府で取り組んでいる規制改革ホットラインという、規制改革全般に関する取組がございまして、その中でも、こういった自賄い的なものについての規制の緩和という提案は、過去出されています。

(河西会長)

その結果は、どうなったのですか。

(事務局)

そのときの国の回答も、同じように対応不可という形になってございます。

(菊池副会長)

これは、どこの町、若しくは、民間なのかということは、わかりますか。

(事務局)

こちらをご提案されているのは、特定の団体とか市町村ではなくて、一般の方です。

(菊池副会長)

これに関していうと、いくつかの町村で、既に取り掛かっていると思うのです。

私の知る限りにおいて豊富町は、天然ガスの発電所を稼働させているはずなのです。道の「一村一炭素おとし事業」でやっているはずなのです。

この方の趣旨が、これをやらないと使えないというところが事実誤認ではないかという気もするのです。そこのところを調べてあげて、誰かによるのですけれども、回答してあげたらいいかなと思ったのです。

そうすると、今度は、理由のところの書き方が、関連する事務・権限が膨大であるからという言い方よりは、既にこういうふうに解決しているところがありますよというような提示をしてあげた方が親切ではないかと思いました。

(事務局)

説明不足だったかもしれません。

先程、法律の改正によってコンペ方式が導入されたということを申し上げました。豊富町など、道内に3ヶ所くらい実際に使われているところがあります。どちらについても鉱業権は、その制度が変わる前に既に取得されてガスを利用しているという状況になっております。法改正以後、今から何かしようと思ったら、このコンペ方式が必要になっております。その改正を受けて出てきた提案とご理解いただければと思います。

(菊池副会長)

この提案者は、今のところを良く知った上で、やろうと思ったらできないらしいぞというような感じのケースなのですね。

今の話は、参考程度にさせていただいて、理由のところの関連する事務・権限が膨大であるということと、「温泉付随可燃性天然ガスを利用するという目的だけのために」というところは、主体者はそれぞれ違って、目的という効果がわからないわけです。

要するに、目的の効果がわからない。経済効果もわからないし、だから、この言い方は、あまり親切ではないなという気がするのです。事務・権限が多いからという言い方になっている。

確かに見ればそうなのですけれども、説明の端々で、もう少しよい説明ができることがあったのではないかと思います。関連する事務・権限、ここのところは言い回しの話になるのですけれども、検討の余地があれば検討していただければと思います。

(事務局)

理由の表現の仕方については、副会長とも相談させていただいた上、検討させていただきたいと思います。

(岸本委員)

今の副会長のご指摘に関連することで、提案されている方のアイデアの概要を見てみると、温泉付随可燃性天然ガスの利用については、鉱業法等の適用除外、あるいは、緩和措置を講じてほしいとだけ話しているだけの話で、許可権限を道に下ろしてくれるように提案するといっているわけではないわけです。

ですから、適用除外は難しいかなと思うのですけれども、いうならば手続きを緩和する、あるいは、要件を若干緩和してくれとだけ話しているだけで、許認可権限は、国が持ったままである。おそらく、提案者自体の提案としては、間違いないわけです。

その意味からするならば、膨大な量だからといって移譲を求めてもいない提案に対して移譲を求めるのは無駄だというようなマイナスの書き方をするのではなくて、これについては、今回は2番目のことだけを書けばいいのではないかと思ったのです。

他の構造改革特区制度等と他の制度の活用において、提案された温泉付随ガスの域内での有効活用については、その利用促進のために法律における規制というものを一部緩めることができないかどうかを国に対して情報提供はいたしますよという形だけに止めて、1番目のところは、むしろ書かなくてもよろしいのではないかと思うのです。

ここは、いかがでしょうか。

(事務局)

理由のところにつきましては、私ども道州制特区制度で受け止めることから始めておりまして、ご指摘のとおり、道州制特区制度は、規制緩和ではなく国からの権限移譲を求めているのが基本的な制度です。それについての回答を、最初の○印でしたというところでございます。

(岸本委員)

権限移譲が我々の会議の任務だからというところのご趣旨は、よくわかります。もし委員の方々があえてここまで説明しなくても済むというご判断であれば、私は2番目だけでもいいのではないかと思っただけで、1番を消すべきだというふうに言っているわけではございません。

(河西会長)

今までの整理の仕方だと、権限移譲を求めるのに、規制緩和は道州制特区には馴染まない、そのような表現を使っていましたよね。その程度で私もいいのかなと思うのですが、

皆様、いかがですか。

では、この最初の○印の表現に関しましては、事務局でご検討してください。細かいところなので、事務局に任せてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員からお願いします。

(佐藤委員)

久しぶりなので確認したいのですが、道州制特区というのは、道州制ではなくて道州制を見越して北海道が先駆けて地域主権のモデルになるような権限移譲を狙うということですよ。

そうであれば、表現の方法も、理由の1番目は、そういう目的のためだけにやるのは、とりあえずないよというのであれば、どの程度の権限移譲であればやる意味があるという解釈をするのがこの会議体なのかなというように捉えておりました。

この理由だとたらい回しに見えるのです。

せっかくご提案いただいているので、これは一旦検討終了でも継続審議でもいいのですが、この会議体のスタンスとして、「～という目的のためだけにはできない」ということは言うべきではないだろう。

なぜ私がここにこだわっているのかというと、地域主権というのは、食糧・エネルギーで自活していかないと、まず無理です。確かに、このアイデアそのものは、規制緩和の内容ですからいいと思いますが、こういうアイデアを、道としてこれをベースに、こういうニーズがあるというところまで膨らませて考えて取り組んで継続していくべきなのではないかというように思います。膨らませて、その上でそぐわないというのはあると思うのですが、

表現は、皆さんおっしゃっているとおりだと思います。ただ会議体のスタンスとしては、これはどうなのでしょう、終了していいものなのかなと思います。

(河西会長)

確かに道州制特区の理念からすると、仕事量が増える、法律が非常に複雑で膨大であるからできないというような言い方はまずいと思います。

ただ、今回に関しては、そもそも権限移譲を求めてやるよりも、むしろ規制緩和を提案者の方は求めていらっしゃる。しかも、そちらの方が、より迅速、かつシンプルに解決できるのではないかというような考え方で整理をされたというふうに私は感じました。

当然、国の持っている権限を北海道が持つことによって、よりよい社会を作っていく、道州制特区の理念は大切なものだけれども、現実問題として、今、この提案者の期待にそぐうような解決策となると、最初の○のところは、皆様ご発言のとおり表現の修正は必要かと思いますが、どちらかというと、二つ目の○を打ち出したほうがいいのかと個人的に

は思っています。

事務局としてはいかがですか。

(事務局)

この鉱業権は、道州制をにらんだときに、国が持つべきなのか、道が持つべきなのかというのは、大きな問題になる部分だとは思っています。

相当、技術的に高いレベルを持っていなければ、こういう規制は、たぶんどきないと思えます。

道州制特区というのは、権限移譲が主で、アイデアは、規制緩和を求めるもので権限移譲までは求めていないということを前提に理由を整理させていただきます。

(佐藤委員)

この件については、一旦検討を終了で構わないと思えます。

膨らまさない方がいいのか、膨らませるといふ仕組みはそもそもないのですか。

(河西会長)

そんなことはありません。

(佐藤委員)

技術的な側面というのは、当然、次の議題になってきますけれども、やるべきことを優先して、後はどうすべきか詰める。それが何年かかるかですけれども。

このためだけにやるべきなのかという論点はわかりますが、できないというからやらないというのは、道州制の理念と合わないのではないかと思うので、このまま流すのはどうなのだろうというのはあるので、一旦会長・副会長・事務局にお任せしますけれども、是非ご検討いただければと思います。

(河西会長)

これに似たような地下資源などを含めた今までの道民アイデアというのは、どのくらいありましたか。

(事務局)

まさに第 6 回目の建築基準法に関する提案というのは、木造の高層建築物を作れるようにという道民アイデアから、耐火構造の認定権限の移譲の提案につなげたものです。そういう観点で、会長がおっしゃられましたけれども、過去に地下資源の関係などの道民アイデアがあったか調べてみたいと思います。

(菊池副会長)

北海道中にある温泉、ここほどのポテンシャルはないかもしれないですけども、佐藤委員がいわれたようなポテンシャルがある可能性もあって、この中にピッタリそごうかどうかはわかりませんが、先程の「目的だけのため」の経済規模というのはどれぐらいなのか、調べてもわからないのです。

そういう意味では、取り組みにくい課題かなと思いますけれども、勉強を進めてみたらどうかという気もしました。

何か所ぐらいあって、どんなニーズがあるのかというところまで、もし調べられたら、知りたいという気がします。どれぐらいの量のメタンが無駄に出ているのかなという関心もあるのですけれども。

そこら辺は、あまり無理しないで、どんなところがあるのかがわかれば、ここの中で検討する課題としてどんなことがいえるかという切り取り方を事務局で検討していただければと思います。

(事務局)

構造改革特区であげるにしても、具体のニーズがなければ、副会長がおっしゃったように机上の空論で、国との議論に全くならないので、具体のニーズが本当にあるのかどうかは大きなポイントです。

私どももできる範囲で関係部署に聞いて、具体のニーズがあるのかどうかを探してみたいと思います。

(河西会長)

佐藤委員から非常に建設的なご意見が出されました。先程お話ししたとおり、鉱業法、それから鉱山保安法といったものに関わる道民アイデアが過去にどういうものがあったか、一度棚卸しをして調べてみて、そういうものでいくつかまとめて権限を持ってこられないか。そのような検討を事務局でしていただくということで、この件に関しては、とりあえず一旦検討終了でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続いて、「国立公園内における地熱開発の取扱い」について説明をお願いします。

(事務局)

お手元の資料 3-3、それから参考資料 2 を用いてご説明させていただきます。

アイデアの概要です。自然公園における地熱開発の取扱いについてということで、平成 24 年 3 月に環境省から通知が出されて、その中で地熱発電についての取扱いが述べられています。これまで認められていなかったところについても、普通地域というところでの開

発、あるいは、第 2 種・第 3 種の特別地域というエリアにおいても条件付きながらも開発が認められることにはなつたのですけれども、ご提案された方によりますと、過去に掘削した調査用の井戸、調査井が、第 1 種特別地域内に既にあつて、現に蒸気も噴気しているけれども、この第 1 種特別地域というところは、先程申し上げた国の通知で取扱いが改められた後であっても開発が認められない地域となっている。そのため外側の第 2 種地域からこの第 1 種地域の地下に向かって傾斜掘削による地熱開発が可能となるようにという趣旨のご提案です。

再生可能エネルギーの導入の進展や、エネルギーの地産地消などが期待できるというご提案になっております。

事実関係の整理です。①は、自然公園について整理しております。参考資料 2 の 1 ページ目をご覧ください。自然公園に関しては、自然公園法という法律で規定されておまして、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の 3 区分からなります。国立公園は、国が指定して国が管理。国定公園は、都道府県の申し出を受けて国が指定した上で管理は都道府県。都道府県立自然公園は、指定も管理も都道府県において行っているものです。

その下には、北海道内の状況を整理しております。

次に、国立公園内の規制についてです。アイデア整理表の②のところ、参考資料 2 の 2 ページ目をご覧ください。

まず、アイデア整理表の②のところです。国立公園は、環境大臣が定める公園計画というのがあり、これに基づいて自然環境の保護などのために特別地域と普通地域というように公園の中に区分を設け、さらに特別地域の中にも特別保護地域、第 1 種から第 3 種の特別地域という区分を設け、程度に差をつけながら、そこで行われる行為を規制しております。

地熱発電に関連する主な行為としては、資料に記載しております建築物や工作物の新築、あるいは、木竹の伐採、土石の採取等については、環境大臣の許可が必要となっております。その許可の基準については、環境省令で規定されております。

参考資料 2 の 2 ページ目の上段に公園区分や、規制について整理をしております。

例えば、一番上の特別保護地区では、具体的にいうと、落ちている枝や落葉を拾うようなことすらも禁じられており、許可が必要なところ。それほどの規制が強い地域であり、ありのままの自然環境をそのまま保全するというような地域になっております。

続きまして、地熱発電についてご説明したいと思います。資料には載せていませんが、日本の地熱資源は、世界で有数の資源量を誇るとされており、アメリカ・インドネシアに次ぐ世界第 3 位の地熱の資源量であるとされております。また、その地熱資源の国内の約 8 割が自然公園内に存在している。さらに、その多くが特別保護地区、あるいは特別地域の中にあるという調査結果が出ています。

アイデア整理表の③のところ、参考資料 2 の 2 ページの下段のところ、国におきましては、先程ご説明をした法令上の許可制度の他に、通知により自然公園での地熱開発を実質

的に制限してきたということになっております。

参考資料の下段の整理表の中で、「従来」と記載した部分ですけれども、昭和 49 年の通知では、全国 6 地点の開発に制限をして、これ以外では国立国定公園内での新たな開発は行われないとされておりました。

その後、平成 6 年にまた通知が出され、普通地域、公園の中で一番外側になっておりますけれども、そこにおいては、開発することを個別に判断するという事で、若干の緩和措置が行われております。

その後、平成 22 年に規制改革に関する閣議決定などがございまして、これまでの取扱いを見直す旨が盛り込まれたことから、環境省で専門家などを交えて検討が行われた結果、冒頭申し上げた平成 24 年の通知において、新たな取扱いということで規制緩和がなされたという流れがございまして。

その原文につきましては、参考資料 2 の 3 ページ以降に掲載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。その要点が、2 ページ目、表の下半分にまとめております。

全体的に、従来よりも規制は緩和されるようなことになっておりますけれども、特別保護地区・第 1 種特別地域の欄にありますとおり、これらのエリアについては、地熱開発及び区域外からの傾斜掘削を認めないとはっきり書かれております。今回の提案は、この傾斜掘削を認めるようにしてほしいという提案になっております。

なお、第 2 種・第 3 種の地域では、自然環境の保全と地熱開発の調和に関する優良事例と認められれば、個別に判断をして開発が認められる可能性も出てきております。

一次整理の対応方向の案です。一旦検討を終了すると整理させていただいております。その理由としては、再生可能エネルギーの導入促進自体は、道としても取組の推進をしているところでありますけれども、地熱開発と自然環境の保全という関係性につきましては、慎重に考慮する必要があるということ。

先程来申し上げている国の通知に関してですが、国において専門的かつ慎重な検討の結果で規制の緩和がなされたところであり、当面は、現行制度による取組による支障事例の有無等について推移を見守ることとしたいということでこのような整理をしております。

(河西会長)

私から 1 点質問をさせていただきます。過去に採掘した跡地から蒸気が噴気する現象が書いてありますけれども、具体的にどここの話なのでしょうか。

(事務局)

ご提案の方は、上川町層雲峡温泉の近くのことを指しておっしゃっているということですので。

(河西会長)

環境保全か、それとも資源開発かという非常に難しい問題ですので、意見が割れるところかもしれません。層雲峡温泉に関しては、非常に厳しい開発規制が課せられているところなのです。

(菊池副会長)

この提案者は、第1種特別地域に対して、第2種特別地域から傾斜掘削をしていきたいという話ですね。

(事務局)

そうです。地表は保護する必要があるかもしれないけれども、地下については、その外側から斜めに掘り進んで。

(菊池副会長)

地下の採掘権というのは、何メートルとかありましたか。地下の採掘権は、横からいつでもいいのですか。

第1種のところで横から行ってはだめだという認識で始まっているのですね。

(事務局)

環境省の通知に、傾斜を含めて認めないとなっています。場所によっては、傾斜であれば採掘が可能などところも現実にはあるのだと思います。

(菊池副会長)

深さの問題とかもあると思いますが、そうすると、この人は何の権限移譲を求めているのでしょうか。

(事務局)

ご提案の趣旨自体は、端的にいうと規制緩和です。

国で段々緩和してきている。許可があれば出来るよとっているけれども、実際の運用は、先程から申し上げているように通知の中で具体的にいろいろと規制がかかっており、もう一声緩和してもらいたいという、端的にいうとそういう提案になります。

(菊池副会長)

意味としてはわかりました。

(岸本委員)

今、副会長が首をかしげているのは、おそらくアイデアの概要、アイデアを提案されてきた方が一体何を求めているのかわかりかねているということだと思います。

つまり、アイデアの概要の三つ目の○印を見ると、第1種特別地域内にあるから、今回の規制緩和についてその通知でも垂直であろうと傾斜であろうと一切認められていない。ここの部分をどうにかしてくれとっているわけではなくて、おそらくは、第2種特別地域からの傾斜掘削だから、原則認めないといいながら、垂直に比べたら第2種の場合はまだ認めるような通知になっているようだから、これを第2種特別地域に変えてくれという。その傾斜掘削がそういった形でできるようにしてほしいとっているのか、それとも、ここは第1種特別地域内、近くに第2種があって、第2種のほうから傾斜掘削を認めてくれとっているのか、そこなのです。

もし、近くに第2種特別地域があれば、一応第2種特別地域からであれば、傾斜掘削は条件をクリアすればできるというように通知ではなっているわけですから、現行法制下においてそれで申請してやっていけばいい話になるわけです。

いずれにしても、何を権限移譲しようとしているのか、規制を緩和してくれとっているのか、アイデアの提案者が何を求めているのかが、こちらが十分受け取れるようになっていないというところで、そういうことなのです。

どう答えたらいいのかというところが、私も事実関係をよく見てみないといけないのですけれども、提案者の提案に対してどのようにお答えすべきかは迷うところなのですが、事務局としては。

(菊池副会長)

もう一度確認すると、第1種に対する第2種からの傾斜掘削は認められていないということであるので、考えるのですね。

(事務局)

参考資料でいいますと、4ページになります。2の(1)のアです。「風致の維持する必要性が最も高い地域である第1種特別地域においては、地熱開発は認められない。また、これらの区域外からの傾斜掘削も認めない」とあります。だめということで、はっきり書かれております。

24年のとき、第2種・第3種の部分については、ある程度、必要性があれば、多少緩和された部分はあるのですが、それであっても第1種の部分については、横から掘削するのでもだめですよということがはっきりしている中で、それをどうにかできないかというのが提案の趣旨でございます。

(岸本委員)

先程の私の質問の部分について、第1種は第1種だから、第2種が横にあっても、そこから傾斜掘削をかけることを禁止されているのを何とかしてくれという、その意味でのご提案をなさっているということなのですね。

(事務局)

事務局でも議論したのですけれども、提案をクリアするには二つのやり方があって、1種・2種・3種の区域を見直して、1種を2種にするというものが一つ。

それから、この提案のように傾斜掘削するのを認める。これは通知でできるということ、傾斜掘削の方が、たぶん1種・2種を見直すよりは環境省の判断でできるということなのだと思います。

(岸本委員)

ちなみに、通知の根拠はどこなのですか。解釈、第2種の原則認めないというのは。

(事務局)

法律では、許可権限は大臣が持っていて、申請を受けて許可する・しないを決めることになっています。通知にしたがって実際の許可は行われているので、ここの中で認めないといわれたら、許可権者は環境大臣なので、この通知が大臣の考えといたしますか、これにしたがってやるということです。

(岸本委員)

したがって、許可要件の内規と理解してよろしいですか。

具体的に許可を出すかどうかを判断する際に、こういう形、例えば第2種の場合は、垂直の場合はこれこれ、傾斜の場合はこれこれと、原則認めないよという形でいきますよというような、いなければ解釈指針を内規として作っておいて、それを通知と呼んで公表しているという理解でよろしいわけですね。

これは、政省令でもなければ、法律の委任に基づいて制定されたものでも何でもないわけですね。そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

政省令を解釈するときの基準ということなのだと思います。

もう一つ、この通知は、国立公園と国定公園を合わせた取扱いの通知、表題も国立・国定公園と両方になっています。国定公園は、都道府県が管理しておりますから、同じような案件があったときには都道府県が判断しなければならないことになっています。その際には、この通知の解釈というのは尊重されて使われるということにはなりません。

(河西会長)

第 1 種特別地域の傾斜掘削を認めないというのも、何らかの調査研究をした結果認めないというきちんとした根拠があるわけですね。それを特例で認めてくれというようなことだと思います。実際、そのような事象が自然現象としてあるので認めてくれてもいいのではないかということです。

(事務局)

通知にあたって、23 年から 24 年にかけて関係分野の専門家で構成される「地熱発電事業に係る自然環境影響検討会」という会議を開いて、考え方をまとめております。

その中でも特に第 1 種特別区域においては、地熱開発は、厳に認めないというのが基本的な考え方として通知文に出ております。

先程会長がおっしゃった科学的根拠があるのかどうかというのはわかりません。

(河西会長)

事務局からは、国でも少しずつ規制緩和を進めており、この案件に関しては、そういった規制緩和の影響がどうなるかというのを注視しつつ、一旦検討を終了したいということです。

(事務局)

情勢でいうと、先程、上川町の層雲峡温泉といいましたが、地元で環境省と町と振興局や関係者が集まって、ここの開発について議論をしているところなのです。その辺の状況も見ながらこの提案については考えたいと思っています。

(菊池副会長)

この手の地熱発電の話は、すごく最近聞くようになってきました。本当に支障があるのかどうかという話は、なかなかわからないけれども、このようにいわれても、今までの国立公園内は国の財産だから、葉っぱでも何でも一切採ってはいけないという話の流れからいくと、どうにもならないような流れの中にあるような気がするのです。

そう考えたら、情勢も大きく変わってきているので、そこら辺の話をチェックしながらの、よい書き方はないかなと思いました。

確かに、再生可能エネルギーの導入推進は、というところは、まさしくそのとおりで、地熱開発と環境保全を慎重に考慮する必要があるという、このところの書き口の回答になっているかどうか。このとおりなのですけれども、この方がいっていることに対して直接の回答になるのかどうか。

このところは何かよい回答方法がないかなと思いました。

(河西会長)

層雲峡温泉に関しては、第1種特別地域内に傾斜掘削をさせてくれ、そういう特例を認めてくれというような趣旨のご提案なのですが、それも含めて地元で、環境省を交えて協議をされているということなので、それは注視したいということですね。

この委員会においては、こちらの案件に関しては一旦検討を終了して、そして地元の協議の状況を見て、必要であればここに出してきて議論をする。もしかしたら地元と環境省との協議の中で傾斜掘削が認められるかもしれない。それであれば、この提案自体は解決されるということなので1次整理としたいところなのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

補足させていただきますと、多分傾斜掘削は認められないと思います。

今のルールの中で、傾斜掘削以外でできるやり方はないのかという観点で協議していると聞いています。

(河西会長)

では、事務局の一旦検討終了という案に関して異論のある方はいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ、一旦検討終了でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ただ、菊池副会長がおっしゃったように、一つ目の○のところの表現をご検討いただければと思います。

これだと提案者の提案に対して直接答えてはいないのではないかと思います。

(岸本委員)

その内容に対してどういう文言があるかといったら、今のところなかなかないような気はします。

おっしゃっている内容は、ある意味、当然のことを書いておられる。かといって、こんなのは我々は相手にしないよということを書いていない代わりに、今後推移を見守るという形でいっているわけなので、あえていうと、第1種特別地域内にあるものについても、周辺の第2種特別地域からの傾斜掘削が認められていないやり方についての緩和を求める。

ただ、それはここでの話ではなくて、構造改革特区なのかという、詳しく書けば書くほど我々には関係ないというふうになってしまう。

そういう意味からすると、今のところ私の頭の中では、これ以外どう書けばいいのかという気もするのです。

(河西会長)

岸本委員からは、事務局案どおりでもいいのではないかなというようなご意見です。

(岸本委員)

後半の、今後、当面はというところに力が入っているとは思いますが、今後、繰り返しかつこういうものが出てきたときには、状況を見ながら対応していくという、そういう趣旨でよろしいのではないのでしょうか。

(河西会長)

では、事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

それでは、三つ目です。「補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更」について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3-4と参考資料3を使って説明します。

アイデアの概要は、市町村等が農業関係の国の補助事業等による取得した財産の処分を行う際には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、略称、補助金適正化法及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」に基づき、農林水産大臣に申請し、承認を受ける必要があるが、事前協議から承認までに相当な時間や大量の資料を要するため、取得財産の有効利用の断念・遅延などの影響がある。このため、農林水産大臣の財産処分の承認権限を北海道知事に移譲し、手続きを迅速化し、取得財産の積極的な有効活用を図る。このことは地域の活性化や市町村等の自主・自立意識の醸成につながるのではないかと考えています。

事実関係の整理です。参考資料3の1ページの関係法令を併せてご覧ください。

補助金適正化法第22条において、補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産を各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保に供してはならないとされています。

ただし、補助金の全額を返還した場合と、補助金の交付目的と財産の耐用年数を勘案して所管省庁の大臣が定める期間を経過した場合には、財産処分の制限は適用されないこととなっております。

今回のアイデアは、農業関係の財産処分についてなので、承認権者が農林水産大臣となっておりますが、それぞれ補助を行う省庁の大臣が基準を定めて財産処分の承認をする仕組みとなっております。

次に、1次整理の対応方向についてですが、一旦検討終了としてはどうかと考えております。

理由としましては、財産処分の承認基準は、そもそも補助目的の達成等を確保する観点から定められるものであり、補助を行う主体でない道が財産処分の部分だけを切り取って承認基準を設定することは適当ではないと考えております。

他方で、本件アイデアのような支障事例がある場合には、地方分権改革に関する提案募

集方式等により、市町村等が国に対して承認基準の改正等手続きの改善を求めることが可能となっております。

(菊池副会長)

これは、具体的には、どんなようなことを想定されているのでしょうか。

(事務局)

具体的には、財産といっても多種多様なのですが、補助金が投入されているものについては、当初の補助の目的というものがありますので、簡単に処分してはならないということで今規制がかかっています。ただ、手続きがかなり大変なので、これを簡素化してもらえないかという発想だと思います。

(河西会長)

理屈としては、よくわかるのです。農水省が補助を出して、それによって建設した建物などがちゃんと補助金の活用で効果があるのかどうか。それを基にして、ある程度年数が経ったら財産処分をしてもいいよというような許可を与える。お金を出した農水省がその判断をする。

だから、補助を行う主体でない道が承認基準を設定するということは適当でないというのはよくわかります。

これは、実際に補助金をもらった自治体なりが財産処分をしようとする、農林水産大臣に対してたくさん書類を出して、いろいろな手続きを経なくてはならないから、そこが非常に大変なのだということ、その部分だけを道がもらってくることのメリット・デメリットは、どんなところがありますか。

(事務局)

実際、市町村だけではなく、道も同じように国の補助事業をやれば、その補助を受ける側になりまして、道側としても手続きの簡素化を要望してございまして、また他の自治体も同じようにたくさんの方が簡素化を求めてきております。実際、承認基準は、少しずつ簡素化の方向にはなってきました。

ただ、先程、補助金の交付目的や財産の耐用年数を勘案してその財産処分の制限は適用されないような規定がありましたが、その目的を設定しているところが承認の権限を持っていた方がいいのではないかといった考え方です。

(河西会長)

そうすると、道としても実際に承認基準をもっと簡素化してくれというような要求を続けていくという考えでよろしいですね。

(事務局)

必要なところについては、道としても要望してまいります。

(河西会長)

わかりました。

それでは、一旦検討終了ということでよろしいでしょうか。

それでは、次の検討項目、「北海道サイクリング特区」について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3-5と参考資料4を使って説明します。

本件は、アイデア名どおり、北海道をサイクリング特区として、地域振興や経済振興につなげていくというものです。たくさんアイデアをパッケージでいただいておりますので、一つずつ見ていきたいと思えます。

アイデアの概要①です。道路交通法の運用を緩和し、世界における上級カテゴリーのレースができるようにする。現在は、ツールド北海道でも片側通行しか認められておらず、上級レースが開催できないということです。

事実関係の整理の欄の①です。道路交通法では、道路の使用の許可は、所轄警察署長が行い、必要に応じ、危険防止等のための条件を付すことができるとされております。

北海道では、北海道警察が道路使用の許可を行うこととなりますが、確認しましたところ、ツールド北海道でも一部の区間は両側通行を認めていたのですが、危険防止などのために一部の区間については片側通行の条件をつけて許可をしていたということでした。

このため、道州制特区制度との整合性としては、国に対して移譲を求める権限が存在しないため、道州制特区提案には馴染まないとしております。

続きまして、②です。道路の設計標準を変え、自転車の通行の支障にならないようにしてはどうかということです。

事実関係としましては、通行の妨げとなる溝の解消や滑りにくいグレーチングの使用など、グレーチングというのは、側溝の格子状の金属の蓋のことです、道路における安全で快適な自転車通行設計は現行制度でも可能であり、国においてもガイドラインを策定し、そうした自転車にやさしい設計を推進しております。

参考資料4の2ページに国土交通省と警察庁が策定したガイドラインを掲載しております。路面等の自転車にやさしい設計について示されています。

このため、②については、現行制度で対応可能としております。

続きまして、③です。補助制度などにより、公共交通機関に自転車を持ち込みやすい仕組みをつくるよう促してはどうかというものです。

現行でも自転車を折りたたまずに持ち込める電車やバスがあるのですが、補助金を交付するなどして、そうした仕組みをもっと促してはどうかということです。

ただ、こちらについては、予算付けの議論ということなので、事実関係の整理のところには書いていませんが、現行制度で対応可能としております。

④です。まず、農地法の運用を緩和し、収穫後の農地や休耕田などで、マウンテンバイクのレースなどを開催できるようにしてはどうかということです。

これについては、優良農地であっても、周囲の営農に支障を生じないことなどの基準を満たせば、農地法に基づく許可を受けた上で農地を一時的に転用することができますので、現行制度で対応可能としております。

また、④の後段、公所有の山林の中を走る場合も、許可のルールを明確にし、通行しやすくできないかということです。これについては、国有林及び道有林では、開放している林道は、一般的に届け出により自転車での通行ができることとなっておりますので、こちらについても現行制度で対応可能としております。

⑤です。自転車を持ち込める宿泊施設、移動手段、自転車で通行が困難なトンネルや砂利道などの、北海道全体の情報提供の充実を図ってほしいというものです。

これについては、情報提供の充実ということですので、現行制度で対応可能としておりますが、参考として参考資料 4 の 5 ページに、道がオブザーバーとして参画しております「サイクルツーリズム北海道推進連絡会」のホームページを掲載しております。

この連絡会は、道内の各地域がバラバラにサイクリングの受け入れ整理を行うのではなく、北海道全体で連携しなければならないということで発足しております。ホームページでは、複数市町村にまたがるルートやサイクリストにやさしい宿泊施設等が公開されておりますので、参考として添付しております。

続きまして⑥です。道路だけではなく、河川敷地も利用した北海道全体を自転車で回れるルールづくりということです。自転車はトンネルが苦手ということで、河川敷地を利用して北海道全体を回れるようなルートを作ってほしいということです。

これについては、河川法上、河川敷地でのサイクリングは、一般的に規制はなく、自由に行うことができますので、現行制度で対応可能としております。

以上を踏まえまして、1次整理の対応方向については一旦検討終了と考えております。

道州制特区提案としては一旦検討終了と考えておりますが、道としましては、サイクルツーリズムは本道の有利性を活かした観光資源として、国内外からの新規需要の喚起や市場の拡大に資するものであることから、今後とも、関係機関との連携を図りながら、広域モデルルートの開発などの地域の取組を支援し、サイクルツーリズムの推進に結びつける考えとしております。

(太田委員)

たぶんこの中で、道庁の方を含めても私がこの件に関しては一番詳しいのではないかと思っております。

自転車に関しまして製造・販売からイベントに関するまで、何か道へ取ってくるものが

ないかと考えていたのですけれども、ご説明のとおり、所轄自治体であるとか警察で全て事が足りますので、この件に関しては一旦終了ということがふさわしいのかと思っています。

ただ、余談なのですが、サイクルツーリズムを道が推進していくというお話だったのですけれども、現在北海道内で行われている自転車のイベントですとか推進制度というものは、完全にインバウンド及びアスリートの男性がとにかく道内を走り抜ける、走ることが目的ということだけにしか特化していません。サイクルツーリズムということで、そういったものに関してこのターゲットの設定は、全くミスマッチなのです。

自転車と申しますと、北海道内は、ツールドフランスみたいといわれていて、海外に負けない景色もあります。舗装が美しい、コンビニがある、自販機があるということで、世界一自転車で走るには安全で食べるものがあるというふうなところだというふうにプロのサイクリストが言っていたとおりの観光資源としてはいいのですけれども、走ることが目的のアスリートの方というのは、買い物だとか立ち寄りにはしません。ただ走るだけ、通過するだけなのです。

私が考えますのは、サイクリストと呼ばれているのは、アスリートとインバウンド、ただ走る方たちだけなのですけれども、そのアスリート枠と、通勤や通学や買い物に使う生活ツールという間の、観光目的という新しい人たちが来ています。

アスリートは、平均 40 キロぐらいでどんどん走ります。買い物客は、12 キロぐらいで走りますが、20 キロぐらいで短い中距離ぐらいの道の駅だとか温泉の目的でゆるゆると走るといった人たちがサイクルツーリズムで地元の方たちの宿に泊まり、交流をするということが正しいものだと考えています。

今のままでは、ただ通過する方たちだけに JTB 等の道外の企業さんにお金を支払い、通過して帰ってしまわれて北海道に全くお金が落ちないという今までの悲しいビジネスが続くものと確信していますので、是非、今のうちに私たち女性で、観光目的で走る人たちの意見をまとめていただき、ツーリズムということをきっちりと計画し、制度化していただかなければ、北海道は、また通過するだけでお金が落ちない状況になると思っています。

本件に関しましては朝までしゃべれますので、この辺にしておきたいと思いますが、今後、道も是非、オホーツクですとか海岸線ですとか、十勝ももちろんですが、本当に世界に負けない素晴らしい自然や人や食べ物があります。是非推進していただき、北海道が儲かりますよう、私どもでお力になれることがあればお願いしたいと思います。

(河西会長)

この分野に関しては、専門家である太田委員から詳しいご説明をいただいたので、発言しにくいところがあるかもしれませんが、委員の皆様からいかがでしょうか。

(佐藤委員)

参考資料4の2ページ、「本章では、自転車ネットワーク路線に選定された路線における」という限定付きですけれども、これは、道内にどれぐらいあるのですか。

(事務局)

路線数は把握していなかったです。このガイドラインは、基本的には、自転車ネットワーク路線に選定された路線向けのガイドラインになっていますがこのネットワーク路線に選定された路線以外の路線もこれを参考にして道路の設計を行うことが望ましいとされています。

ただ、一方で実際には予算上の都合などもありますので、整備するとなれば自転車にとって重要な路線ということになってくるかと思いますが。

路線数は、改めて調べさせていただきます。

(佐藤委員)

それを教えていただいてからかと思うのですけれども、ただ走り抜けるのは、アスリートにしても、通勤・通学・観光推進、どちらにしてもありがたい話です。難しい話はわからないですけれども。工事するときに金をかけて全部やりなさいという話になるのか、少なくとも路線に選定されたものを優先、選定されていないところがどの程度の拘束力があるのかを併せて教えていただけたらと思います。

やはり、どんどん推進すべきことで、逆にいうと自転車ネットワーク路線に選定するのはどうなのか。選定する権限を移譲するのか。そちらのほうに力点を置いたほうがいいのかな。それが北海道になればですけれども。

道路の使用許可は所轄警察署長である北海道警察が行うということは、既に道が権限を持っていると理解して構わないのですかね。

(事務局)

そうです。国から権限移譲ということにはならないです。

(佐藤委員)

持っているということですね。わかりました。

(菊池副会長)

この方は、サイクリングのことを愛していて、こういうことを道が応援してほしいと思って出したのだと思うのです。これは道州制特区には馴染まないという一行で終わりの話なのですが、道としては、こうだという意見が書かれているわけです。こういう想いのある人に対して想いのある答えを返すのは、私は素晴らしい受け答えだったように受けまし

た。

(河西会長)

道としては、こういったサイクルツーリズムの推進に寄与していくということですが、この提案に関しては、とりあえず現行で十分対応できるので、一旦検討を終了したいということですか。いかがでしょうか。

それでは、事務局案のとおり一旦検討終了とさせていただきます。

それでは、次の検討項目、事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化について説明をお願いいたします。

(事務局)

では、お手元の資料 3-6、参考資料 5 を使ってご説明をいたします。

アイデア整理表です。アイデアの概要につきましては、路上の貨物の積み卸し作業が駐車違反となる場合があって、貨物の輸送業務に支障が生じているということです。道路交通法施行細則に交通規制の対象から除く車両という項目があるのですが、その中に「貨物積み卸し中の事業用貨物自動車」を加えてほしい。

ただし、一定の時間制限は、この場合は 20 分程度とおっしゃっていますが、付けることを可能とするという内容の提案でございます。

その結果、路上の貨物の積み卸しが適法として行われて、商流が妨げられなくなるという効果をこの方は期待したご提案となっております。

事実関係の整理でございます。駐車規制に関する提案でございますので、道路交通法が関係する法律になります。その中では、貨物の積み卸しのための 5 分を超えない停止というのが、まず駐車の見直しから除外される。5 分以内であれば駐車ではないので違反ではないということになります。

②のところですが、交通に関する規制というのは、法令に明記されているもののほか、都道府県公安委員会において行うことができると示しております。

どういうことかと申しますと、法令に明記されている規制というのは、例えば、横断歩道から何メートル以内は駐停車禁止ですとか、最高速度 60 キロメートルなど、直接的に書き込まれているものがあるほかに、都道府県公安委員会の権限において個別の事情に応じて、制限速度を設ける、駐車禁止の区間を設ける、そういったものを標識で表示するといったことが都道府県公安委員会の権限においてできると法律上定められております。

参考までに、参考資料 5 をご覧いただきます。1 ページ目、道路交通法の第 4 条になります。都道府県公安委員会は、必要があると認めるときには、道路標識等を設置し、道路における交通の規制をすることができるという規定があり、これによって都道府県公安委員会が権限を持っているということになります。

ちなみに、同じ第 4 条の 2 項においては、その交通の規制については、区域や道路の区

間、または場所を定めて行う。この場合において、その規制は、対象を限定し、または適用される日・時間を限定して行うことができると規定されております。

事実関係の③のところです。道路標識等により駐車が禁止されている道路等における駐車において、一定の基準に該当するときには、警察署長の許可、駐車の手続きという制度がありまして、この許可書を交付されると、その期間内は、そういったエリアであっても駐車できるという制度が一つございます。

さらに④です。実際に現在北海道警察におきましては、こういった荷さばき車両に配慮した駐車対策をとっております。道路環境、あるいは、荷さばきの需要等を考慮した上で、集配中の普通貨物自動車等について、駐車禁止規制から除外する区間を設定しています。イメージ的には、駐車禁止なのだけれども、標識の下に、さらに補助標識を設けまして、何時から何時までの間、荷物集配中の5トン未満のトラックについては、その対象から除外しますということが標識上明記されておりまして、道庁近辺や駅前通り、すすきのなどの札幌市内中心部においては、そのように権限として緩和している部分もあるという現状にあります。

道州制特区制度との整合性のところですが、今、ご説明をいたしましたとおり、現行制度においても、アイデアの概要の二つ目の○印にあります道路交通法施行細則という部分ですが、これは、北海道公安委員会規則になっておりまして、既に公安委員会の権限で作られている規則で、駐車規制の対象から除く車両は規定ができることになっております。整合性のところに戻りますが、道の権限において規則の改正等によって対応が可能であり、国に対して移譲を求める権限が存在していないといたします。

1次整理の対応方向です。本件は、道公安委員会の規則改正、先程申し上げた個別の事情等を考慮した交通規制の緩和など、現行の制度によって実現が可能であって、国から道への権限移譲を伴うものではないということで、一旦検討終了としております。

(太田委員)

これは一旦終了で相応しいかと思えます。

ちなみに、車両ということなのですが、最近、宅配業者が自転車で集配をされていると思うのです。こちらに対しての、道路交通法の規制は、いかがなのでしょう。

(事務局)

今、貨物自動車、トラックの関係で現に行われていますということを説明しました。その他に、現在タクシーでも一部そういった同じような取扱いをされている区間もあります。車両という意味では、自転車等についても軽車両ということで、同じく道路交通法の範囲に入ってくるかと思えますので、今後、事情をそれぞれ警察ともご相談しながら、そういった需要があることを公安委員会、警察に申し出て、必要性が求められれば対象車両の拡大という可能性はあるかと思えます。

(太田委員)

そうなりますと、今の軽車両、例えば、自転車で集配をするクロネコヤマトさんが、5分を超えて車道に停車している場合は、駐車違反となるのですか。

実は、自転車に関しましては、非常にグレーのところが多いのです。実は、札幌市内に関して申し上げますと、車が路肩に止まっていて、特に冬場などは渋滞を起こして大変問題になっていると考えています。

また、我々自転車乗りにとっても、路肩駐車は大変迷惑ですが、自転車による荷物の集配というのは、CO2ですとか、市内の渋滞緩和に役立つと思っています。自転車に関しては、軽車両ということでグレーゾーンが多いのですけれども、もし今後自転車の活躍が見込まれるのであれば、そちらも進めていきたいと思っています。もし、おわかりになれば、参考として次回聞かせていただければと思います。

(事務局)

自転車そのものが駐車違反になるかどうかというのは、その辺は、実態はわかりませんので、警察に聞いて、いろいろな規制があるのであれば、特区の提案につながるようなものがあれば事務局でも検討していきたいと思っています。

(太田委員)

大変グレーゾーンが多いのですが、自転車の利活用について推進していきたいと思いますので、情報をいただければと思います。

(河西会長)

今回の案件に関しましては、権限自体は、既に道の公安委員会が持っているということです。後は、公安委員会がどう判断するかの部分の問題であるので、道州制特区提案としては、一旦検討終了というのが事務局の案です。

それでは、この案件に関しましては一旦検討終了とさせていただきます。

続いて、「通訳案内士の登録要件等の緩和」について説明をお願いいたします。

(事務局)

アイデアの概要です。外国人のガイドツアーには、通訳案内士の国家資格が必要となるが、語学力だけではなく、日本の歴史や産業など、幅広い教養が求められ、外国人旅行客のニーズが増えても、通訳ガイドの確保は非常に難しいのが現状である。

このため、報酬を受けて外国人の通訳ガイドを行える者の認定を地域の裁量に委ね、また、地域限定通訳案内士については、道内を道東地区など更に細分化した認定区分を設けることなどにより、通訳ガイドの登録者数の増加を促進するというのがアイデアの概要であります。

参考資料 6 の 1 枚目を見ていただきたいと思います。

通訳案内士というのは、昭和 24 年から始まっている制度です。法律において、通訳案内士は、報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する業務を営もうとする者は、観光庁長官の行う試験に合格して、都道府県知事の登録を受けなければならないとされておりま

す。もう一つ、その隣に、地域限定通訳案内士という制度があります。通訳案内士と同じなのですが、試験が都道府県の試験で、活動範囲が、その資格を得た都道府県の区域内というふうに地域が限定されている通訳案内士制度が平成 18 年にできております。

それから、さらに最近なのですが、右の方に特例ガイドというのが載っております。平成 24 年度から総合特別区域法、いわゆる総合特区といわれているもの。それから、福島、沖縄振興に関わる法律などに規定されているもので、試験ではなくて、地方自治体の研修を経て特例ガイド等に登録されれば通訳案内ができるという制度であります。

これについては、さらに 26 年度からは、奄美、小笠原、中心市街地の活性化の法律に関する地域においても同じくこのような地方自治体の研修において特例ガイドと呼ばれているのですけれども、設定できるようになったところです。

北海道の地域通訳士の現状です。参考資料 6 の 2 ページを見ていただきたいと思います。

通訳案内士は全国统一になりますが、言語が 10 ヶ国語で、北海道は、307 名が登録されております。1 次試験は筆記試験、外国語、日本地理、日本歴史、一般常識。二次試験に口述試験というような形になっております。

次に、地域限定通訳案内士です。北海道においては、平成 20 年度から地域限定通訳案内士試験を実施していましたが、24 年度からは、休止をしている状況です。

これについては、登録者数が 87 名、試験は同じですが、違うのは、北海道に限定された地理・歴史、産業・経済・政治・文化というもの。要するに北海道独自の試験内容になっております。

それから、総合特区の特例ガイドです。これは、札幌がコンテンツ特区という総合特区の指定を受けておりました、その中で平成 25 年度から特例ガイドの養成を始めております。今の登録者数は、25 年度の登録者数が 49 名です。

この中身としては、資格要件を設けていまして、英語の場合は TOEIC750 点以上というような要件をつけております。札幌の地理・歴史ですとか救急救命、実際に現場実習など 45 時間の研修を受けた後、口述試験がありまして、それに合格しますと特例ガイドになれるというのが北海道の現状になります。

アイデア整理表に戻りまして、最初に国の動きです。事実関係の整理の三つ目の○印です。構造改革特別区域の第 25 次提案等に対する政府の対応方針が昨年 10 月に出されております。

要は、構造改革特区で他の特例ガイドと同じように研修を行って登録した者については、同じように報酬を得て、通訳案内できるような措置を講じなさいという対応方針が出てお

ります。

これについては、昨年の暮れの臨時国会に法案が提出されたのですが、時間切れで廃案になっておりまして、今度の通常国会に新たに法案を出し直すような予定になっておりません。

このアイデアの一次整理なのですが、構造改革特区で地域の実情に応じて通訳案内士の育成が可能となる見込みなのですが、見込みということで一旦保留なのですが、道としては、詳細な制度内容を待って今後の対応を検討していきたいとしております。

(河西会長)

それでは、ただ今の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願ひいたします。

提案者のお考え、ご提案は、今後構造改革特区制度を使ってできるようになっていくということで検討終了という提案です。

(菊池副会長)

この方の提案は、すごく現実的だと思います。

アウトドアの振興などをやるときに、必ず必要だといわれているのが、アウトドアのスキルですとか、川の動きですとかを英語、外国語で伝えられる人がいなければ単なる川ですし、単なる景観だし、単なる草になってしまうということがいつもいわれていました。

おそらく、この提案者は、地域の裁量に委ねることで、地域の独自の情報というものの密度を高めたいというように思われたのではないかと思います。

どちらにしてもこれは、どんどん進んでいくようなので、それに合わせてということでもよろしいかと思います。

(河西会長)

それでは、一旦検討終了ということで、次の検討項目、「旧 100 円銀貨を媒体とした金融貸付」について説明をお願いいたします。

(事務局)

整理表のアイデアの概要です。アイデアとしては、マイクロファイナンスなどの金融業についてです。

短期で金銭貸借をするには、どうしても高金利に設定しなければ採算が合いませんが、法律で定めている上限利息を変更するのを提案するつもりではないということです。

ただ、借りたものを返せばいいというリース料と、利息をつけて現金で返さなければならないという金銭貸借の中間のグレーゾーンを設定する特区を作っていただきたいという提案です。

具体的には、その次に書いてありますが、旧 100 円銀貨というのは昭和 32 年ぐらいから 42 年ぐらいまでに発行されていた、今の 100 円硬貨の前の 100 円硬貨です。それを貸し付けて、同じ重さの純銀で返してもらう仕組みということです。

この旧 100 円銀貨には、1 枚につき銀が 2.88 グラム含まれております。銀の今のグラム時価を 70 円としますと約 200 円くらいになるという価値があるということです。そうすれば 100 円を貸して 200 円を返してもらう、高利な貸付が可能となります。

要するに、物で貸して物で返してもらうということなので、お金ではないので上限利率を越えずに合法となるということです。

銀貨を貸し付けても使い勝手が悪いので、純銀を返すのも手間であるので、パチンコのように交換所を設けて通常の 1 万円札と両替するとのこと。

なお、公共性を出すために、貸し付けた利用者が安心して働く環境を作り出せるように道内に研修施設を購入して、大量の雇用と住居提供に努めますというアイデアであります。

これにつきましては、マイクロファイナンスという言葉が出てきておりますが、これについては、特に法律で定義などはないのですが、一般的には、貧困層や低所得者層を対象に、貧困緩和を目的として行われる小規模金融と言われており、自立のための相談やサポートも合わせて行われるというのが一般的な定義となっております。

公的なものは参考資料 7 の 1 ページ目、各都道府県の社協なりが公費で貸しておりますけれども、生活福祉資金貸付というものが行われております。これには、相談者のサポートというのは、入ってはきてはいませんけれども、そのようなことが既に行われています。

また、民間では、2 ページ目にありますグリーンコープ生協ふくおかが、生活相談を行いながら貸し付けを行っているという、そのようなことを行っている事業者もおります。

上限利率の話が出ましたが、事実関係の整理のところにありますけれども、平成 22 年度の 9 月から貸金業法が改正されまして、今まで 29.2%までの金利で貸せていたものが、この改正によって、10 万円未満は 20%となりました。また、総量規制というものも合わせて入りまして、収入の 3 分の 1 は貸してはいけないという、多重債務問題、過剰貸し付けという問題を受けてこのような改正がされたところであります。

理由等に関わる部分なのですが、事実関係の三つ目です。もし、提案に基づいて一年間貸し付けた場合、借り手にとって 100 円の銀貨は、硬貨として使用する場合は 100 円ですが、その 100 円銀貨を古銭商に持って行けば、130 円くらいで買い取ってくれることも考えられます。しかし、100 円を借りて、純銀 200 円分で返すということは、非常に高い利率になるということです。

それを受けまして、やはり、金融貸付は、貧困層低所得者への貸付を含め、貸金業法による全国一律の規制の中で行うべきものであり、道州制特区制度として提案するにはなじまないということで一旦終了と整理しております。

(河西会長)

ここまで複雑な仕組みを使って、しかも、かなりの高金利です。これは、いくら貧困者の方々のデフォルトになるリスクが高いといっても、法律に反するような高利率で貸すというのは、社会的にまずいのではないかと思います。

この件については、一旦検討終了でよろしいでしょうか。

それでは、最後の案件、「農用地区域内の開発行為制限の緩和」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3-9と参考資料8を使って説明します。

アイデアの概要は、農業振興地域の農用地区域内に工場を建設しようとする場合は、農業目的外の施設の立地であることから、市町村の農業振興地域整備計画の土地利用区分を変更し、農用地区域から除外した上で、工場を建設することが本来のやり方であるが、このような手続きには相当な時間を要する等の課題がある。

農用地区域内に工場を建設しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律、略称で農振法と呼んでおりますが、この規定により開発行為の制限がかかり、都道府県知事の許可が必要となるが、現行の許可基準では、工場立地を実現することができないため、基準を定める権限の移譲を受け、本道の実情にあった基準にする。

このことにより、地域事情に応じた個別の開発許可ができるようになり、有効な土地利用が可能となるというものです。

事実関係の整理です。まず、農業振興地域整備計画とは、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画です。

この農業振興地域整備計画の中で、農用地等として利用すべき土地の区域として農用地区域が定められております。

参考資料8の1ページに農業振興地域制度の概要を載せておりますので、ご覧ください。

左側に課題があります。農地は、農業生産の最も基礎的な資源であり、優良農地を良好な状態で確保することが重要ということで、優良な農地を守り、農業を振興することが農振法の根底の精神となっております。

その右側が仕組みとなっております。国の基本指針を踏まえて都道府県が地域の基本方針を、それを踏まえて市町村が農業振興地域整備計画を立てる形となっております。

事実関係の整理の○印の二つ目です。農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外を行う場合には、公告縦覧30日間と異議申立15日間を経た後、都道府県への協議が必要とされております。

事例にもよりますが、縦覧開始から協議が終わるまで3ヵ月程度かかるということです。

次に、事実関係の整理の三つ目、開発行為についてです。農用地区域内において建築物

の新築等の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

なお、北海道では、特例条例により、許可権限が希望する市町村に移譲されております。

この開発行為の許可基準ですが、開発行為により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合には、許可を受けることができないとされております。

先程申し上げましたとおり、農業振興地域整備計画の中で、土地の利用方法を指定しておりますので、現行では、農用地域として定められた区域で、農業目的以外の施設を建設することはできないことになります。

以上を踏まえまして、1次整理の対応方向については、一旦検討終了としてはどうかと考えております。

理由としましては、農用地域は、市町村が当該市町村の区域内の優良な農地を確保・保全し、農業振興を図るために農業振興地域整備計画で指定していることから、本件アイデアのような工場建設については、農業振興地域整備計画の変更により対応すべきと考えております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

(佐藤委員)

アイデアの概要の2番目の、「基準を定める権限の移譲を受け」というのは、まず法令があって、法令の下に基準が定められていて、それに基づいて権限を持っている。アイデアは、基準を定める権限を移譲してくれということなののでしょうか。

(事務局)

アイデアにつきましては、この基準を定める権限の移譲を受けるということです。参考資料8の7ページの関係法令の、15条の2の4項に開発行為の許可基準が列記されております。ここを変えられるようにしたいというアイデアです。

(佐藤委員)

わかりました。

アイデアの概要は、実態があつてないから、合わせてくれということ。下は、合っているが、合っていないが、ルールはルールですという、噛み合っていないように見えるのですけれども。

どう評していいか、実態がわからないのですが、実態があつてないよねというのなら、何とか合わせる方向で考えたけれども、それでも合わない、そうすべきではないというも

のなのか。でも法律は法律だから、法律を変えるしかないということですか。

(事務局)

ここの部分の条項の規定を変えなければ、このアイデアは実現しないというような形になっております。

先程 1 ページで農業振興地域制度の概要を見ていただきました。真ん中に農用地区域ということで書かれています。この農用地区域というのは、市町村が概ね 10 年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域となっています。いわゆる、優良な農地ということで、そもそも指定しているものです。ただ、このアイデアの提案者の方におかれましては、農用地区域であっても実情に応じて、例えば工場の立地、そういったものをしてほしいというところですか。

(佐藤委員)

実態がわからないので、あくまで想像でしゃべるしかないのですけれども、ものすごく善意に受け取って、ある優良指定の土地を持っている。例えば、6 次産業化をしていきたいのでテナントをつくりたいというように考えていたけれども、自分の土地はそれ以外に持っていないので、敷地内にそれを建てたいけれども指定されているからできないとか。ものすごく良い方向ですが、それが阻害されていて、なんとかしましょうというのだったらありかなと思います。今は、法律を変えるしかないというところを、そこだけ権限を、法律の中に一文入れさせて、ここは道州制だから北海道が特別決めていいということを書かせることは、無理でしょう。

無理なことは無理なのですけれども、実態がどうなのかによって、捉え方、もっと違う方向があるのではないかという、提案とは別に、権限の移譲は無理としても、規制緩和になるのだったら外れるのですけれども、そういう整理を一回したほうがいいかと思いました。

繰り返しますが、実態がわからないので、ただただ作りたいたいと言っているだけかもしれませんので、ニーズがどの程度あるのか。

(事務局)

考え方は、アイデアが具体的にどういうものかはわからないのですが、どういうものであれ、地域で、市町村が決めたものなので、地域で支障がないのかどうか判断して、今の手続きに従ってやってくださいということです。

というのは、結局、権限をもらって規制を回避すると、何でも建てられるということには決してならないのではないかと。手続き的に時間がかかるという問題はあるのだと思うのですけれども、それは、手続きを簡素化してくれということにはなるとは思いますけれども、何も手続きなしにできるようにするというのは乱暴ではないかという趣旨です。

(菊池副会長)

まず、農地転用、農振除外は、大型の開発行為で大きなハードルになっています。昔、バブルのときは、それをゴリ押ししながら農業開発をして、そのようなものが未だに農用地でなくなってしまうたり、その後処理に困ったりして宙に浮いたような、未だにそのようなところがあるのかどうか分からないのですけれども、そのようなことがあったように思います。

今、佐藤委員がいわれたようなことは、農振除外と農地転用のクリアをしていくのに、そんなに困難なストーリーではないのではないかと。時間がかかるかもしれないけれども、その評価をしてもらう時間だと思うのです。

そういう意味では、結果的に一旦検討終了というのは、今そういう法律になっているし、できないわけでもないから、地域の中で緩和をするための時間をくださいねということで、私は納得だと思いました。

(事務局)

補足なのですが、参考資料 8 の 2 ページの下の方で、市町村農業振興地域整備計画の変更という四角囲みの注意書きに、農産物加工施設・販売施設についてとあります。先程 6 次産業化というお話がありましたけれども、「農産物の加工施設・販売施設については、以下の要件を満たすことにより農業用施設として扱われることから、農用地区域からの除外を行わずに設置することができる」となっております。

(河西会長)

それでは、一旦検討終了ということでよろしいでしょうか。

(岸本委員)

「旧 100 円銀貨を媒体とした金融貸付」の一次整理の理由を考えたのですが、「金融貸付については、貧困層・低所得者層への貸付を含め、貸金業法による全国一律規制の枠内で行うべきであり、道州制特区提案には馴染まない」というので委員の皆様方の同意が取れるのであれば、そのように変えてはどうかと。

全国一律でない性質上まずいというところを前面に押し出すような理由に変えていただくようお願いします。

(河西会長)

どうもありがとうございます。

それでは、元に戻りまして、この「農用地区域内の開発行為制限の緩和」に関しましては、一旦検討終了とさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後の議題のその他です。事務局から何かありますか。

(事務局)

事務局からは2点ございます。

1点目は、昨年7月に提案した第6回提案についてです。調整を行ってきましたが、国の対応方針がまだ正式に閣議決定されておられません。4月以降になる予定でございます。

年度内に決定される見込みだったため、今日の委員会でご報告できればと考えておりましたけれどもできませんでした。決定しましたら、すぐ皆様にお知らせしますとともに、次回の委員会でご報告させていただきたいと思っております。

もう1点は、次回の委員会の開催日程です。次回、第69回の委員会は、5月中下旬に開催をしたいと考えています。

(河西会長)

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。